

子ども手当は 引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月～9月までの **6カ月間**
これまでと同じ月額13,000円で
引き続き支給されることになりました。

● **支給金額** 子ども1人につき 月額 13,000円

● **支給対象となる子ども** 0歳から中学校卒業まで
(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)

● **支給月** 平成23年 6月 (平成23年2月分～5月分)
平成23年10月 (平成23年6月分～9月分)

ご注意

◆ 次の方は、お住まいの市町村への申請手続きが必要です。

- 出生などにより、新たに養育する子どもができた方
- 既に支給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方
- 既に支給していて、他の市町村から引越しをされた方

◆ 次の方は、手続きの必要はありません。

- 既に支給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方

◆ 平成23年6月の現況届の提出は不要です。

ただし、10月に届出・申請などが必要となることがあります。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※なお、厚生労働省では、今般の東北地方太平洋沖地震の被災地域においても、円滑な支給が行われる必要があると考えており、地方自治体とも十分相談しながら対応してまいります。

お問い合わせ先



厚生労働省・都道府県・市町村